



## 《会計・税務の知識》 標準報酬月額決定にかかる『現物給与価額』の計算について

### はじめに

皆さんもご存じの通り、社会保険の標準報酬月額は固定ではなく毎年改定があります。

改定には2つの方法があります。

①定時改定…毎年4・5・6月(いずれも支払基礎日数17日以上)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定し、9月分の給与から改定されます。

②随時改定…定時改定の計算時期(4・5・6月)以外に被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときに行います。

本稿では、定時改定・随時改定の際に標準報酬月額を決定するための『現物給与(食事・住宅)』の内、住宅の現物給与を通貨へ換算する計算方法についてご紹介します。

### 1. 『現物給与(住宅)』とは!?

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与などで支給するものを現物給与といいます。現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、報酬に合算して標準報酬月額の決定を行います。

### 2. 『現物給与(住宅)』の計算方法について

#### ①現物給与価額一覧(都道府県)

都道府県名	食事で支払われる報酬等				住宅で支払われる報酬等		その他の報酬等
	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	
北海道	19,500	650	160	230	260	1,000	
青森	19,500	650	160	230	260	940	
岩手	19,200	640	160	220	260	1,030	
宮城	18,900	630	160	220	250	1,380	
秋田	19,200	640	160	220	260	1,010	
山形	20,100	670	160	230	280	1,180	
福島	19,500	650	160	230	260	1,070	
茨城	19,500	650	160	230	260	1,270	
栃木	19,500	650	160	230	260	1,310	
群馬	19,200	640	160	220	260	1,170	
埼玉	19,800	660	160	230	270	1,750	
千葉	19,500	650	160	230	260	1,700	
東京	20,100	670	160	230	280	2,590	

引用：日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150511.html>

#### ②住宅見取り図



引用：現物給与の価額 Q&A(よくある質問)

[www.itkenpo.jp/web/wp/wp-content/uploads/2014/03/genbutukyuyuyo201404.pdf](http://www.itkenpo.jp/web/wp/wp-content/uploads/2014/03/genbutukyuyuyo201404.pdf)

住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下は含めず、上記②住宅見取り図でいう青色の部分で計算します。

また、㎡で表示されている場合の現物給与の計算方法としては、1畳あたり1.65㎡に換算して現物給与価額を乗じて計算します。

【例】30㎡の現物給与価額の計算方法  
(東京に所在する住宅の場合)

$30 \text{ m}^2 \div 1.65 \text{ m}^2 \times 2,590 \text{ 円}$  (畳1畳につき)

$= 47,090.9090$  (1円未満切り捨て)  $\approx 47,090 \text{ 円}$

この47,090円を現物給与価額として給与に追加計上して、標準報酬月額を算定します。

畳1畳の現物給与価額は都道府県で異なるので、上記①の現物給与価額一覧(都道府県)の住宅で支払われる報酬等の金額を確認します。

### 3. 給与から家賃を徴収している場合は!?

従業員から、毎月給与から家賃を控除している場合は、現物給与価額から家賃控除額を引いた額が、現物給与価額となります。

上記【例】のように現物給与価額が47,090円の従業員がいるとします。①家賃控除額が50,000円の場合②家賃控除額が45,000円の場合それぞれ現物給与価額はどのように計算されるか。

#### ①のケース

毎月給与から50,000円家賃控除されている場合は、47,090円 $\leq$ 50,000円となり、家賃控除額の方が現物給与価額を上回っているため、現物給与価額を標準報酬月額の算定の際には含めません。

#### ②のケース

毎月給与から45,000円家賃控除されている場合は、47,090円 $\geq$ 45,000円となり、現物給与価額の方が、家賃控除額より2,090円上回っているため、標準報酬月額の算定の際には、2,090円を報酬加算して計算します。

### おわりに

近年、年金事務所等から現物給与と報酬の合算漏れを指摘されるケースが増えていますので、社宅の契約書等の資料の確認を行い、標準報酬月額算定の際には、忘れずに現物給与額を報酬と合算しましょう。  
(担当：渡邊)